

副本

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢ほか2名

被告 国

準備書面(1)

令和7年3月31日

東京地方裁判所民事第17部合議1係 御中

被告指定代理人

川 勝 庸 史 (代)

加々美 聡

立 花 衛

目 次

第1 請求の原因に対する認否.....	3
1 「第1 事案の概要について」について.....	3
2 「第2 当事者」について.....	3
3 「第3 原告らそれぞれが争う「公権力の行使」の内容等」について....	5
4 「第4 法廷警察権について」について.....	11
5 「第5 本件各命令・処置はいずれも法廷警察権の行使要件を満たさず違法である」について.....	11
6 「第6 本件各命令・処置はいずれも国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる」について.....	11
7 「第7 原告らそれぞれに生じた損害」について.....	11
第2 被告の主張.....	11
1 国賠法1条1項における「違法」の意義.....	11
2 法廷警察権の行使と国賠法1条1項の違法性.....	12
3 本件における各裁判長の法廷警察権の行使に国賠法1条1項の違法性はないこと.....	13
(1) 上田裁判官による法廷警察権の行使に国賠法1条1項の違法性はないこと.....	13
(2) 國井裁判官の法廷警察権の行使に国賠法1条1項の違法性はないこと.....	15
第3 結語.....	17

被告は、本準備書面において、請求の原因に対する認否をした上で（後記第1）、原告らの被告に対する国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償請求につき、いずれも理由がないことを明らかにする（後記第2）。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 事案の概要について」について

認否の要を認めない。

2 「第2 当事者」について

(1) 「1 原告鈴木賢」ないし「3 原告小川秀世」までについて

原告小川秀世（以下「原告小川」という。）が静岡地方裁判所平成20年（た）第1号事件（以下「本件静岡事件」という。）において被告人の主任弁護人を務めていたことは認める。

その余の事実はいずれも不知だが、積極的には争わない。

(2) 「4 裁判官上田洋幸」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

福岡地方裁判所（以下「福岡地裁」という。）第6民事部の裁判長裁判官上田洋幸（以下「上田裁判官」という。）が、令和5年6月8日、福岡地裁令和元年（ワ）第2827号事件及び令和3年（ワ）第447号事件（以下、これらの事件を総称して「本件福岡事件」という。）について、福岡地裁の職員に対して、法廷においてレインボー柄が見える服装を着用したり、同柄の携行品を所持している者がいる場合には、その者の入廷を制限するよう包括的に指示したこと、福岡地裁の職員が上記指示に基づき、同地裁101号法廷前の廊下において、原告鈴木賢（以下「原告鈴木」という。）に対し、原告鈴木が着用していた靴下（以下「本件靴下」という。）のレインボ

一柄が見える状態では入廷できないとして、レインボー柄を見えないようにすることを求めたことは認め、上田裁判官が、福岡地裁の職員を介し、原告鈴木に対して本件靴下のレインボー柄を排除する命令を出したことは否認する。

(3) 「5 裁判官國井恒志」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

(ア) 第1文（「裁判長國井は、」から「取った（甲4、甲10）。」まで）
について

静岡地方裁判所（以下「静岡地裁」という。）の刑事訟廷に所属する訟廷管理官土屋義嗣（以下「土屋管理官」という。）が、本件静岡事件の令和6年4月24日の公判期日（以下「本件公判期日」という。）に際し、同地裁202号法廷前の廊下において、原告清水一人（以下「原告清水」という。）に対し、原告清水が着用したバッジ（以下、これと同柄のものを含め「本件バッジ」という。）を着用した状態又は原告清水が着用していたパーカー（以下「本件パーカー」という。）の「HAKAMADA」の文字が見える状態では入廷できないと説明したこと、当該説明が静岡地裁刑事部の裁判長裁判官國井恒志（以下「國井裁判官」という。）の指示に基づくものであったことは認め、その余は否認する。國井裁判官は、原告清水に対し、本件バッジの取り外しを命じていない。

(イ) 第2文（「また、裁判長國井は、」から「を出した（甲6）。」まで）
について

否認する。

國井裁判官は、静岡地裁202号法廷内において、本件公判期日の休廷中、本件バッジを着用した原告小川を含む弁護人らに対し、メッセー

ジ性のあるバッジを着用しないように協力を求め、同期日の閉廷後、次回以降の公判期日で本件バッジを着用しないよう要請したことにとどまり、本件バッジを外すように命じたものではない。

(4) 「6 被告」について

争わない。

3 「第3 原告らそれぞれが争う「公権力の行使」の内容等」について

(1) 「1 原告鈴木について」について

ア 「(1) 原告鈴木が争う「公権力の行使」の内容」について

(ア) 第1段落について

認否の要を認めない。

(イ) 第2段落について

上田裁判官が、令和5年6月8日、本件福岡事件について、福岡地裁の職員に対して、法廷においてレインボー柄が見える服装を着用したり、同柄の携行品を所持している者がいる場合には、その者の入廷を制限するよう包括的に指示したこと、福岡地裁の職員が上記指示に基づき、同地裁101号法廷前の廊下において、原告鈴木に対し、原告鈴木が着用していた本件靴下のレインボー柄が見える状態では入廷できないとして、レインボー柄を見えないようにすることを求めたことは認め、上田裁判官が、福岡地裁の職員を介し、原告鈴木に対して本件靴下のレインボー柄を排除する命令を出したことは否認する。

(ウ) 第3段落及び第4段落について

上田裁判官が原告鈴木に対して命令を出したことを前提とする部分は否認し、その余は認める。

イ 「(2) 原告鈴木が着用していた靴下」について

原告鈴木が、レインボー柄の本件靴下を着用していたこと、及び半ズボンを着用して同靴下が見える状態にあったことは認め、その余は不知。

なお、原告鈴木は、上記靴下が大手コンビニエンスストアで販売されていたことを主張するところ、その趣旨は判然としないが、訴状第3の1(6)からも明らかのように、原告鈴木は、レインボー柄に象徴的な意味を認め、事件当事者との連帯を示すためにこれを着用していたものである。

ウ 「(3) 原告鈴木の対応」について

上田裁判官が原告鈴木に対して命令を出したことを前提とする部分は否認し、その余は認める。

エ 「(4) 「結婚の自由をすべての人に」訴訟について」について

本件福岡事件の各弁論期日において、多数の傍聴希望者が集まり、抽選が行われたことは認め、その余は認否の要を認めない。

オ 「(5) 本件福岡地裁判決期日の位置付け」について

認める。

カ 「(6) 本件靴下のレインボー柄を見えないようさせられたことの原告鈴木にとっての意味」について

原告鈴木の内心は不知、その余の意見にわたる部分は、認否の要を認めない。

(2) 「2 原告清水について」について

ア 「(1) 原告清水が争う「公権力の行使」の内容」について

(ア) 第1段落について

認否の要を認めない。

(イ) 第2段落について

a 第1文(「すなわち、」から「機会を得た。」まで)について

原告清水が、本件静岡事件の本件公判期日の傍聴券に当選し、傍聴の機会を得たことは認め、原告清水が第1回公判期日以降に欠かさず傍聴券の抽選に臨んでいたことは不知、その余は否認する。

b 第2文(「原告清水が、」から「という。以上、甲4。」まで)につ

いて

土屋管理官が、本件静岡事件の本件公判期日の開廷前、傍聴人に対する所持品検査中に、原告清水が本件バッジを着用していることを認識し、その場で國井裁判官に対して無線等で連絡したこと、原告清水に対し、本件バッジを着用した状態又は本件パーカーの「HAKAMADA」の文字が見える状態では入廷できないので、本件パーカーを脱ぐか、文字をテープで隠すなどする必要がある旨を説明したことは認め、土屋管理官が原告清水に対して本件バッジの取り外しを命令したことは否認する。原告清水は、土屋管理官の上記説明を受け、自ら本件バッジを外すとともに、本件パーカーの上記文字をテープで隠すことを了承したことから、土屋管理官が、本件パーカーの上記文字に養生テープを貼り付けたものである。

- 第3文（「なお、」から「知っていた。」まで）について
認める。

(ウ) 第3段落について

おおむね認める。ただし、土屋管理官は、前記(イ) bの説明に当たり、國井裁判官の指示である旨の限度で理由を告げている。

イ 「(2) 原告清水が着用していたバッジ」について

本件バッジの形状、本件バッジに描かれた図柄及び文字の配列が訴状15ページの写真2のとおりであったことは認め、その余は不知。

ウ 「(3) 原告清水が着用していたパーカー」について

本件パーカーの形状、布地の色、本件パーカーに描かれた図柄と文字の配列が訴状16ページの写真3及び4のとおりであったことは認め、その余は不知。

エ 「(4) 原告清水の対応」について

(7) 第1段落について

原告清水が自ら本件バッジを外して法廷外に設置された箱に入れたことは認め、その余の原告清水の内心にわたる部分は不知。

(イ) 第2段落について

原告清水が本件パーカーの「HAKAMADA」の文字の上に養生テープを貼ることに応じたことは認め、その余の原告清水の内心にわたる部分は不知。

(ウ) 第3段落について

認める。

オ 「(5) 袴田事件について」について

本件静岡事件について、本件公判期日（第14回公判期日）における原告清水及び原告小川の本件バッジの取り外しが國井裁判官の命令によるものであることを前提とする部分は否認し、その余の手續経過に係る事実はおおむね認める。

なお、本件静岡事件の第10回公判期日ないし第12回公判期日までの備考欄に「鑑定人尋問」とあるのは、「証人尋問」の誤りである。

カ 「(6) 本件バッジを外させられ、本件パーカーの「HAKAMADA」の文字を覆い隠されたことの原告清水にとっての意味」について

原告清水の内心は不知、法的主張は争う。

(3) 「3 原告小川について」について

ア 「(1) 原告小川が争う「公権力の行使」の内容」について

(ア) 第1段落について

認否の要を認めない。

(イ) 第2段落について

a 第1文（「すなわち、」から「従事していた。」まで）について
認める。

b 第2文（「第13回期日まで、」から「ことはなかった。」まで）につ

いて

本件静岡事件の第13回公判期日まで、静岡地裁の職員が本件バッジを外すことを要請していなかったことは認め、その余は不知。

なお、國井裁判官は、本件公判期日（第14回公判期日）の開廷前、原告清水が静岡地裁の職員に対して再審公判の弁護人も同じバッジを着用している旨述べたことから、原告小川ら弁護人が本件バッジを着用している可能性を認識したものである。

(ウ) 第3段落について

a 第1文（「令和6年4月24日、」から「指示がなされた。」まで）について

認める。

b 第2文（「袴田弁護団の」から「取り外すよう命じた。」まで）について

弁護人の一人が本件バッジを外して國井裁判官を含む裁判体に見せたことは認め、その余は否認する。

國井裁判官は、本件バッジを確認した上で、本件バッジを着用した原告小川を含む弁護人らに対し、開廷中本件バッジを着用しないよう協力を要請したにとどまり、本件バッジを外すよう命じてはいない。現に、原告小川は、上記の要請後も、本件バッジを着用したまま、本件公判期日に列席していた。

c 第3文及び第4文（「一部の弁護士は」から「ことはしなかった。」まで）について

認める。

d 第5文（「しかし、」から「という。甲6。）」まで）について
否認する。

國井裁判官は、本件公判期日の開廷後、原告小川を含む弁護人らに

対し、次回以降の公判期日において本件バッジを着用しないよう要請したにとどまる。

(エ) 第4段落について

否認する。

國井裁判官は、本件バッジを着用しないよう要請した際、原告小川を含む弁護人らに対し、公正な裁判の実現という観点から、デモンストレーションで裁判が左右されたとされることのないように、メッセージ性のあるものについては、裁判の中立性を保障するために外していただきたい旨説明している。

イ 「(2) 原告小川の対応」について

(ア) 第1段落について

認める。

なお、令和6年2月26日付け申入書(甲19)は、手荷物預かり等について記載されているものであり、本件バッジに関する言及はない。

(イ) 第2段落について

a 第1文(「翌日である」から「電話があった。」まで)について

おおむね認める。

國井裁判官を含む裁判体は、令和6年5月10日付けの意見書(甲18)の提出を受け、検討した結果、弁護人も含め、本件バッジを着用した状態での入廷を認めないこととし、同月13日以降、静岡地裁の書記官を通じ、弁護人に対してその旨電話連絡したものである。

b 第2文(「これを受けて、」から「着用せずに出廷した。」まで)について

本件静岡事件の第15回公判期日及び第16回公判期日(判決宣告)において、原告小川が本件バッジを着用していなかったことは認め、原告小川の内心は不知。

(ウ) 第3段落について

袴田ひで子氏が、補佐人として本件静岡事件の公判期日に毎回出廷したこと並びに第15回公判期日及び第16回公判期日に本件バッジを着用していなかったことは認める。

ウ 「(3) 本件バッジを外させられたことの原告小川にとっての意味」について

原告小川の内心は不知、法的主張は争う。

4 「第4 法廷警察権について」について

認否の要を認めない。

5 「第5 本件各命令・処置はいずれも法廷警察権の行使要件を満たさず違法である」について

全体として争う。

6 「第6 本件各命令・処置はいずれも国家賠償法第1条第1項の規定にいう違法な公権力の行使にあたる」について

全体として争う。

7 「第7 原告らそれぞれに生じた損害」について

争う。

第2 被告の主張

1 国賠法1条1項における「違法」の意義

国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをい(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ等)、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当

該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるべきものである（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127ページ、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ等）。

取り分け、裁判官がした争訟の裁判につき、国賠法1条1項の「違法」な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることが必要であり（最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329ページ、最高裁平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938ページ等参照）、このことわりは、争訟の裁判に限らず、非訟的性格を有する職務行為等、広く裁判官の職務行為一般に妥当するものである（最高裁平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89ページ、門口正人・最高裁判所判例解説民事編平成元年度版85及び86ページ、大阪高裁昭和62年2月24日判決・訟務月報34巻2号221ページ等）。

そして、上記特別の事情を含め、公務員の職務行為が違法であることについての主張立証責任は、原告にあると解すべきである（東京高裁平成11年4月26日判決・訟務月報46巻3号937ページ、なお、同判決に対する上告及び上告受理申立ては、最高裁平成12年2月29日第三小法廷決定により、上告棄却及び上告不受理とされている。）。

2 法廷警察権の行使と国賠法1条1項の違法性

法廷を主宰する裁判長（開廷をした一人の裁判官を含む。以下同じ。）には、裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対して、法廷の秩序を維持するため相当な処分をする権限が付与されている（裁判所法71条、刑事

訴訟法288条2項)。この法廷警察権は、法廷における訴訟の運営に対する傍聴人等の妨害を抑制、排除し、適正かつ迅速な裁判の実現という憲法上の要請を満たすために裁判長に付与された権限である。しかも、裁判所の職務の執行を妨げたり、法廷の秩序を乱したりする行為は、裁判の各場面において様々な形で現れ得るものであり、法廷警察権は、このような各場面において、その都度、これに即応して適切に行使されなければならないことに鑑みれば、その行使は、当該法廷の状況等を最も的確に把握し得る立場にあり、かつ、訴訟の進行に全責任をもつ裁判長の広範な裁量に委ねられて然るべきものというべきである。

以上のような法廷警察権の趣旨、目的、更に遡って法の支配の精神に照らせば、その行使の要否、執るべき措置に当たっての裁判長の判断は、最大限に尊重されなければならない。したがって、それに基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が著しく不当であるなどの特段の事情がない限り、国賠法1条1項の規定にいう違法な公権力の行使ということとはできないものと解するのが相当である（最高裁平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89ページ参照）。

3 本件における各裁判長の法廷警察権の行使に国賠法1条1項の違法性はないこと

(1) 上田裁判官による法廷警察権の行使に国賠法1条1項の違法性はないこと

ア 本件福岡事件は、同性の者との婚姻届を提出したが受理されなかった当該事件の原告らが、同性同士の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定は、同性同士の婚姻が認められない法的状態を生じさせており、憲法13条、14条1項及び24条に違反するにも関わらず、被告が必要な立法措置を怠ったことが国賠法1条1項の適用上違法であると主張して、被告に対し、慰謝料及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

上田裁判官は、令和5年6月8日の本件福岡事件の口頭弁論期日（判決

言渡し)に際し、法廷警察権に基づき、福岡地裁の職員に対し、レインボー柄が見える服装を着用したり、同柄の携行品を所持している者がいる場合には、その者の入廷を制限するよう包括的な指示をし、福岡地裁の職員は、当該指示に基づき、原告鈴木に対し、本件靴下のレインボー柄が見えないようにすることを要請した。そして、原告鈴木は、当該要請に応じて本件靴下の同柄の部分折り込んでこれを見えないようにした。

イ レインボー柄の服装や携行品は、本件福岡事件の原告らに対する連帯と支持を表明するものと見ざるを得ないところ、これを着用ないし携行することは、前記アの本件福岡事件の事案の内容に照らし、裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねず、ひいては同事件原告らと対立する考えを有する者等との間の喧嘩にもつながりかねないものである。

したがって、上田裁判官が法廷警察権の趣旨、目的に則り、適切にこれを行って上記指示をしたものであることは明らかであり、前記2の「特段の事情」も存在しない。

ウ これに対し、原告鈴木は、レインボー柄に反発する対立集団は存在せず、レインボー柄により法廷の秩序維持ができなくなることを予見させる事情は抽象的にすらなく、それゆえ、上田裁判官（上田裁判官を裁判長とする裁判体）は、法廷の秩序維持そのものではなく、レインボー柄の排除自体を目的としたものであると主張するほか、本件靴下のレインボー柄を隠しても、法廷の秩序の回復ないし秩序の乱れの予防ができる関係にはないなどとして、前記2の「特段の事情」が存在する旨主張する（訴状44及び45ページ）。

しかし、一方当事者ないしその支援者と対立すると想定される者が集団を形成しているか否か、そうした対立をうかがわせる活動を表立って行っているか否かなど（レインボー柄に反発する対立集団の存否等）といった

事情が法廷警察権行使の可否ないし当否を左右するとは解されない。前記イのとおり、レインボー柄の服装や携行品の着用ないし携行は、本件福岡事件の事案の内容等に照らし、裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねないものであり、喧噪にもつながりかねないものである。

したがって、原告鈴木の上記主張は、理由がない

エ 以上によれば、上田裁判官の前記アの指示は、国賠法1条1項の適用上何ら違法の問題を生じない。

(2) 國井裁判官の法廷警察権の行使に国賠法1条1項の違法性はないこと

ア 本件静岡事件は、被告人の犯人性が争点となった刑事（再審）事件である。

國井裁判官は、令和6年4月24日の本件静岡事件の本件公判期日（第14回公判期日）に際し、法廷警察権に基づき、静岡地裁の職員に対し、本件バッジを着用した状態又は本件パーカーの「HAKAMADA」の文字が見える状態の者の入廷を制限するように包括的な指示をし、土屋管理官は、当該指示に基づき、原告清水に対し、本件パーカーを脱ぐか、上記文字にテープを貼るなどして隠すこと、本件バッジの取り外しを要請した。そして、原告清水は、当該要請に応じ、自ら本件バッジを外すとともに、本件パーカーの上記文字をテープで隠すことを了承し、土屋管理官は、本件パーカーの上記文字に養生テープを貼り付けた。

また、國井裁判官は、本件公判期日の休廷時間中、本件バッジを確認した上で、本件バッジを着用した原告小川を含む弁護人らに対し、開廷中は本件バッジを着用しないよう要請した。原告小川は、当該要請にもかかわらず、同期日においては本件バッジを着用したままであったところ、國井裁判官は、同期日の閉廷後、原告小川を含む弁護人らに対し、次回以降の公判期日には本件バッジを着用しないよう要請した。なお、國井裁判官を

含む裁判体は、令和6年5月10日付けの意見書（甲18）の内容を検討した結果、弁護人も含め、本件バッジを着用した状態での入廷を認めないこととし、同月13日以降、静岡地裁の書記官を通じ、弁護人に対してその旨電話連絡した。そして、原告小川は、その後の公判期日に、本件バッジを着用せずに出頭した。

イ 本件バッジ及び本件パーカーは、これらに記載された文字列に照らし、本件静岡事件の被告人の無罪を訴え、被告人を支持することを表明するものと見ざるを得ないところ、これらを着用することは、前記アの本件静岡事件の争点に照らし、裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねないものであり、ひいてはそうした疑念を抱く者等との間の喧噪にもつながりかねないものである。

したがって、國井裁判官が法廷警察権の趣旨、目的に則り、適切にこれを行って前記アの指示をしたものであることは明らかであり、前記2の「特段の事情」も存在しない。

ウ これに対し、原告清水及び原告小川は、本件バッジについて、それまでは取り外しを求める命令等がなかったにもかかわらず、本件公判期日の休廷時間に至って初めて本件バッジの取り外しを求められたことなどに照らし、國井裁判官が、本件静岡事件の公判において、実際に法廷の秩序の維持のために必要性があるかどうかを検討して法廷警察権を行使するのではなく、専ら本件静岡事件の被告人への支援を表象する物を発見し次第一律に排除することを目的に法廷警察権の行使を行ってのものであると主張するほか、本件バッジを取り外しても、法廷の秩序の回復ないし秩序の乱れの予防ができる関係にはないなどとして、前記2の「特段の事情」が存在する旨主張する（訴状45及び51ページ）。

しかし、法廷警察権は、これを裁判の各場面において、その都度、これに即応して適切に行うべきものであるところ、國井裁判官は、本件公判

期日の休廷時間等に本件バッジ及び本件パーカーの問題性を把握したことから、これに即応して前記アの要請をしたものであって、それ以前の公判期日の経過が当該要請に係る法廷警察権行使の可否ないし当否を左右するとは解されないし、前記イのとおり、本件バッジ及び本件パーカーは、裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねないものであり、喧噪にもつながりかねないものである。

なお、本件バッジを弁護人が着用することを制限することが弁護権の侵害をするものとは解されない。

したがって、原告清水及び原告小川の上記主張は、理由がない。

エ 以上によれば、國井裁判官の前記アの指示は、国賠法1条1項の適用上何ら違法の問題を生じない。

第3 結語

以上によれば、原告らの請求は、理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以 上